

日本グループ・ダイナミックス学会諸規程

慶弔規程

本 則

第1条（弔慰見舞） 下記に従い、弔慰見舞を行う。

- (1) （香料）香料は贈呈しない。
- (2) （供物）現理事、常任理事経験者、および、名誉会員が死亡したときは、生花または花輪を贈呈する。
- (3) （弔電）現理事、常任理事経験者、および、名誉会員が死亡したときは、弔電を会長名で発信する。

第2条（弔慰見舞の贈呈方法） 現理事・常任理事経験者・名誉会員の所属機関ないし家族・親族より、本人が死亡したとの連絡を受けたときは、速やかに事務局および会長が協議し、第1条に定めた手続きをとる。

第3条（祝金） 祝金は贈呈しない。

第4条（祝電） 現理事、常任理事経験者、および、名誉会員が褒章・叙勲を受けたときは、祝電を発信する。

附 則

本規程は2000年12月3日より施行する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。
この改定規程は2015年3月31日より施行する。